

1. 件名：伊方発電所における「主任技術者選任又は解任届書」の提出漏れについて
2. 日時：令和3年3月15日 17時00分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部検査グループ
実用炉監視部門 小野上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導官、東原子力規制専門員

四国電力株式会社 東京支社 技術課長 他1名

5. 要旨

- (1) 四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）から、伊方発電所において令和2年3月1日付で選解任した電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者について、電気事業法第43条第3項に基づく「主任技術者選任又は解任届書」（以下、「選解任届出書」という。）の提出漏れを確認した旨資料に基づき報告があった。当該事象に関する原因及び再発防止対策については、以下のとおり。

【経緯】

- ・四国電力社員が、原子力規制庁ホームページで選解任届出書の提出状況を確認したところ、令和2年3月1日付で選解任していた伊方発電所の主任技術者に係る届出が掲載されていなかった。
- ・提出状況を四国電力社内で調査したところ、上記の届出が原子力規制庁に対してなされていなかったことが確認された。

【原因】

- ・四国電力では、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の異動がある場合、原子力部門以外の事業所では該当設備を所管する主管部が選解任届出書を作成する一方で、伊方発電所においては本店人事労務部が選解任届出書を作成する運用となっていた。
- ・令和2年3月1日付の伊方発電所での電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選解任は久しぶり（電気主任技術者の交替が3年ぶり、ボイラー・タービン主任技術者の交替が6年8ヶ月ぶり）であり、その間に届出申請の担当者が変更していたため、伊方発電所の主任技術者の人事業務を行っていた本店の担当者は、選解任届書の作成は原子力部門以外の事業所である当該施設を所管する主管部（伊方発電所を所管する原子力部門）で実施すると誤って認識していたため、選解任届出書の作成、届出がなされていなかった。

【再発防止対策】

- ・原子炉主任技術者や放射線管理主任技術者等の選解任届出手続きについては伊方発電所を所管する原子力部門が実施していることから、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の届出手続きについても本店人事労務部から本店原子力部門にて実施するよう変更する。

(2) 原子力規制庁より、今後同様のことがないように適切に手続きすること、選解任届出書の届出がなされていなかった令和2年3月1日付で選任されていた電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が、実際に選任されていたことを確認できるエビデンス資料を示すよう伝え、四国電力から了解した旨解答があった。

6. 提出資料

資料1 : 「主任技術者選任又は解任届書」の提出漏れについて